

議事日程第 2 号

令和 4 年 (2022 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会月議会議事日程
令和 5 年 (2023 年) 2 月 22 日午前 9 時 30 分開議
議会期間 (令和 5 年 2 月 22 日から同年 3 月 20 日まで 27 日間)

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 発議第 4 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改 |

		正する条例について
日程第14	議案第13号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第14号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第15号	市道路線の認定について
日程第17	議案第16号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)について
日程第18	議案第17号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について
日程第19	議案第18号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第20	議案第19号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)について
日程第21	議案第20号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第22	議案第21号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第23	議案第22号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第24	議案第23号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第25	議案第24号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第26	議案第25号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第27	議案第26号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計 予算について
日程第28	議案第27号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別会計 予算について
日程第29	議案第28号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別会計 予算について
日程第30	議案第29号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計 予算について
日程第31	議案第30号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計 予算について
日程第32	議案第31号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会 計予算について
日程第33	議案第32号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計予算 について
日程第34	陳情第1号	大鳥池太陽光パネルからの調査・反射対策の陳情に ついて
日程第35	陳情第2号	大鳥池太陽光パネル設備の譲渡先、業者への強い指 導の陳情について

発議第 4 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

12番 西 野 滋 胤

13番 鳥 山 健

議案第 1 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 中 井 勝 幸
昭和24年○○月○○日生

議案第 2 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 酢 谷 貢

昭和25年〇〇月〇〇日生

議案第 3 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 宮 崎 昇

昭和27年○○月○○日生

議案第 4 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 西 浦 昌 寛
昭和31年○○月○○日生

議案第 5 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 川 端 秀 雄
昭和24年○○月○○日生

議案第 6 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 奥平 種之

昭和28年〇〇月〇〇日生

議案第 7 号

茱萸木財産区管理会の財産区管理委員の選任に
ついて

下記の者を茱萸木財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 酢 谷 勇
昭和29年○○月○○日生

議案第 8 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和27年大阪狭山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（降給の種類及び事由）

第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）附則第15項の規定による降給とする」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議案第 9 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 2 2 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、任命権者が定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
 - (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年大阪狭山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第7条の規定は、令和5年4月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第12号

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部
を改正する条例について

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市子ども・子育て協議会条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例(平成25年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「法第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第3条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例及び
大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条中「第33条まで」の次に「(第26条を除く。)」を加え、「、第26条中「特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業」と」を削る。

(大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を、「第18条第1項から第3項まで」の次に「並びに附則第3条」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握すること

ができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな

なければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送

迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第15号

市道路線の認定について

下記のとおり、市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
茱萸木91号線	茱萸木六丁目1044番4地先から	茱萸木六丁目1044番10地先まで
茱萸木92号線	茱萸木六丁目1029番地先から	茱萸木六丁目1016番11地先まで
茱萸木93号線	茱萸木七丁目1515番17地先から	茱萸木七丁目1515番9地先まで

議案第16号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第21号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計
補正予算(第1号)について

令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計補正予算(第1号)を別案のとおり
提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計予算に
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第28号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第30号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第31号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第32号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)2月22日提出

大阪狭山市長 古川 照人